

# 希少種保護増殖等専門員（期間業務職員）を募集します

## 1：募集職種

- ・希少種保護増殖等専門員（期間業務職員）

## 2：採用機関

- ・九州地方環境事務所

## 3：勤務地及び募集人員

- （1）勤務地：対馬自然保護官事務所 対馬野生生物保護センター内  
（長崎県対馬市上県町佐護西里 2956-5）
- （2）募集人員：1名

## 4：業務内容及び要件

### （1）業務内容

対馬自然保護官事務所（対馬野生生物保護センター）において、主としてツシマヤマネコの保護増殖等に関する次の業務を行います。

#### ●主な業務の事例

- ・ツシマヤマネコの傷病個体・死亡個体搜索、保護収容、検査、治療、原因等調査、追跡、野生復帰
- ・ツシマヤマネコ飼育個体（長期保護個体、センター展示個体及び野生復帰技術開発個体）の健康管理、治療
- ・ツシマヤマネコ生息域外保全に係る会議開催補助、会議資料作成、飼育個体の管理、治療等の知見集積及び人工繁殖に関する生殖細胞の収集等に関する業務の企画、飼育園館等との連絡調整
- ・その他野生動物に関する調査、情報収集、普及啓発、連絡調整等
- ・上記業務に関して、必要に応じて対馬自然保護官事務所厳原事務室（ツシマヤマネコ野生順化ステーション）での勤務を行う

### （2）要件

- ・野生動物の飼育経験を有していること
- ・野生動物の検査、治療が可能な獣医師の資格を有していることが望ましい
- ・野生動物の生態等に関する知識を有していること
- ・事業実施想定区域内の現地調査等が可能な体力を有していること
- ・業務を行うに際し、動物園などの関係機関等との調整を円滑に遂行できること
- ・業務を行うに際し、大学等研究機関の研究者等と円滑に業務が遂行できること
- ・普通自動車運転免許を有していること、パソコン操作、文書作成及びデータ等の帳票作成が可能であること
- ・公務に対する強い関心と、国民全体の奉仕者として働く熱意を有すること
- ・心身ともに健康で、任用予定期間中継続して勤務が可能であること

なお、以下に該当する者は応募できません。

\*日本の国籍を有しない者

\*国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

\*平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とす

るもの以外)

## 5：雇用条件

### (1) 雇用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

- ・原則として採用後1ヶ月間は条件付採用期間となります。
- ・勤務成績に基づき能力実証（面接及び勤務評定その他の適宜の方法）を行い、その結果が良好であった場合は、公募によらず次年度再雇用の可能性があります。（ただしこの方法での再雇用は最大で連続2回（3年度）までとなります）

### (2) 勤務日数

原則として、月～金曜日までの週5日勤務

（土・日曜日シフト勤務になる場合があります。）

※土、日曜及び祝祭日は休日。これらの日に勤務を命じられたときは、振替又は代休措置となります。

### (3) 勤務時間

午前8時30分～午後5時15分（休憩時間12:00～13:00）

### (4) 給与等

別に定める給与取扱いに基づき支給。

#### ① 日額給与

月末メ、翌月支給。大学新卒の場合10,960円、上限13,920円。

#### ② 諸手当

通勤手当、扶養手当、住居手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等

（別に定める給与取扱いに基づき、該当する場合に支給）

※勤務地赴任に要する費用（旅費等）の支給はありません。

#### ③ 社会保険

雇用保険、国家公務員共済（短期）、厚生年金に加入（一部自己負担）

### (5) その他

国家公務員法の適用を受ける非常勤の国家公務員としての採用・任用となります。労働契約とは異なります。

## 6：応募方法

- ・次の書類を郵送、持参又はE-mailにてご提出ください。

### (1) 履歴書（顔写真あり、様式任意）に必要な事項を記入したもの：1部

- ・応募した動機（希望勤務地の志望動機を含む）等を簡潔に記入してください。
- ・また、他の地方環境事務所の募集にも応募している場合には、その旨の記載をお願いします。

### (2) 小論文 1部

#### ア. 様式

横書きで1,200字以内

※パソコンによる作成可。原稿用紙による手書きの場合はA4版400字詰。

#### イ. テーマ

「希少種保護増殖等専門員として取り組みたいこと」

希望地域における自然環境の特徴や課題と、自らの活動経験等を踏まえて希少種保護増殖等専門員としてどのようなことに取り組み、貢献していきたいかについて記述してください。

### (3) 応募要件を証する書類

- ・資格免許証又は最終学位証明書の写し、もしくはこれに相当する証明書類の写し
- ・調査研究又は業務実績等を示す書類（執筆論文等）

### ○郵送、持参の場合

封書に「希少種保護増殖等専門員応募（対馬）」と朱書きしてください。

なお、ご提出いただいた履歴書等は返却いたしません。

○E-mail の場合

件名に「希少種保護増殖等専門員応募（対馬）」と記載し、応募書類（PDF 化したもの）を添付してご提出ください。

提出先：〒860-0047

熊本県熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号 熊本地方合同庁舎 B 棟 4 階

環境省九州地方環境事務所総務課 宛

電 話：096-322-2400

メール：kyusyu\_saiyo@env. go. jp

## 7：応募期間

・令和 7 年 1 月 31 日（金）17 時まで

※適任者が決まり次第、応募を締切ります。

## 8：審査方法

### （1）一次審査

一次審査は提出された履歴書等により行います。

・一次審査合格者には、二次審査の日程詳細を連絡します。

### （2）二次審査

二次審査は面接により行います。

・日時：一次審査合格者と相談の上、日時を決定します。

・場所：管内事務所又はオンラインを予定

※各審査の経過及び結果についての問い合わせには応じられません。

## 【問合せ先】

環境省 九州地方環境事務所

〒860-0047

熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号

熊本地方合同庁舎 B 棟 4 階

総務課：井越

電 話：096-322-2400